

学校管理下の負傷等で医療機関を受診した場合

治療が完了するまでの調剤(薬代)分も含む **すべての** 医療費の自己負担額(保険診療分3割)の **合計金額** が...

1,500円以上

センターの災害共済給付制度への申請対象になります。

医療機関の窓口で、健康保険証を提示し、
医療費の自己負担額(保険診療分3割)を支払います。
※ 医療証(子ども医療証等)は使用しないでください。

学校を通じてセンターの災害共済給付の申請手続きを行う。

センターの審査基準に該当すると...

センターから災害共済給付金が給付されます。

1,500円未満

センターの災害共済給付制度への申請対象になりません。

医療機関の窓口で、健康保険証と
医療証(子ども医療証等)を提示します。
※ 保険診療分3割は、自己負担なしです。

・子ども医療証等を使用しなかったが、
センターの審査基準に該当しなかった。
・子ども医療証等を使用せず治療が完了したが、医療費の
自己負担額(保険診療分)が1,500円未満だった。

などの場合は...

子ども医療・ひとり親家庭等医療はこども家庭課に、
障害者医療は障がい福祉課に、保護者が申請すれば、
支払った医療費(保険診療分3割)が返還されます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ申請する 主なメリット

- ① 医療費の自己負担額(保険診療分3割)に1割分加算され、4割給付されます。
- ② 負傷等の初診から最長10年間申請できるため、進学や市外への転出によって、子ども医療等の助成対象外になった場合でも、治療が継続していればセンターに申請ができます。
(ただし、受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。)